

第三者評価結果

事業所名：わかばの森保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>全体的な計画は、児童憲章や児童福祉法などの趣旨に沿って、重点的に取り組む保育の柱を設定し、保護者支援や地域支援、法人及び園の社会的責任などについて明記しています。また、保育所保育指針が示す養護と教育について、年齢ごとの保育のねらいとその内容を明記しています。全体的な計画は、理事長や事務長のほか、系列園の園長や主任などによって行われるリーダー会議で、法人の保育理念、保育方針、保育目標に基づいて、法人として統一した計画の共通部分を作成しています。作成された共通部分の計画案を基に、各園の子どもの発達過程や地域の実態などを踏まえて、職員間で意見交換を行いながら、全体的な計画を完成させ、各クラスの指導計画の作成につなげています。年度末の職員会議で行われる年間指導計画に対する振り返りを通して、園長と副園長、主任らが全体的な計画に対する評価を実施しており、変更や追記をすべき箇所などについて確認し、次年度の全体的な計画の策定に生かしています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>園では、環境づくりの目標として、①季節を感じられる、②子どもたちが気持ちよく過ごせる、③温かみのある環境づくりを掲げ、環境係の職員が中心となって、子どもたちが心地よく過ごすことができるよう、環境整備に努めています。各保育室には、温湿度計と空気清浄機、加湿器、換気扇などを備えて、適切な空調管理を行っているほか、活動中などは、適度な採光を取り入れ、午睡の際は、ロールカーテンを用いるなどして、活動や生活の場面に応じて室内の明るさを調整しています。机やイス、棚などは、子どもの動線に合わせて配置し、安全面にも配慮しています。保育室内やトイレ、手洗い場など各場所の清掃や、おもちゃなどの消毒は、衛生管理のマニュアルに沿って、ていねいに実施しています。また、布団乾燥を定期的に業者に委託するなど、常に清潔な状態を保てるようにしています。保育室内ではパーティションやマットなどを用いて、コーナー作りを工夫し、子どもが落ち着いて過ごせるよう配慮しています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>職員は、日々の保育や活動を通じて、子ども一人ひとりの特性や個人差の把握に努め、一人ひとりの個性を大切に対応することを職員間の共通認識としています。子ども一人ひとりの発達状況は、指導計画や保育日誌、経過記録などに記載して、職員間で共有しています。職員会議のほか、乳児会議や幼児会議でも、子どもの状況を報告し合い、職員全体ですべての子どもを見守る体制で保育にあたっています。職員は、子どもへの声かけ方法や対応方法などについて、事例を挙げながら意見交換を行い、声のトーンや大きさのほか、言葉づかいに配慮すること、否定する言葉を使わないことなどを確認し合っています。職員は子どもの気持ちに寄り添って欲求を受け止め、子どもが安心して自分の気持ちを表現できるよう配慮しています。年に3回実施する職員個々の自己評価では、子どもとのかかわり方などについて振り返りを行っており、子ども一人ひとりの状態に応じた保育の実践につなげています。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>園のデイリープログラムには、年齢ごとの子どもの発達段階を踏まえて、子どもたちが安定して一日を過ごすための配慮事項が詳細に記載されており、職員が共通認識を持って、子どもが基本的な生活習慣を身につけられるよう、環境の整備や個々の状況に応じた援助を実践しています。また、一日の生活を通して、活動と休息のバランスが保たれるよう、配慮しています。基本的な生活習慣の習得にあたっては、一人ひとりの状況に合わせて、声かけや援助方法を工夫し、子どもが自分でやろうとする気持ちを大切にして、自分でできた喜びや達成感を感じられるようにしています。保育室やトイレに、着替えの手順などのポスターを掲示したり、看護師が絵本を用いて手洗いの方法を教えたり、子どもたちが楽しみながら、覚えられるよう工夫しています。トイレトレーニングは、おたより帳や日々の会話を通して、保護者と子どもの状況を共有し、子ども個々のペースに合わせて行っています。</p>	
<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>職員は、子どもが自分たちで遊びを展開できるよう、声かけや援助を行っており、絵本係や玩具係の担当職員が中心となって、子どもたちが主体的に遊び込める環境整備を行っています。保育室には、背の低い棚におもちゃや絵本を設置して子どもの目線で選べるようにしているほか、さまざまな道具や素材を準備して自由な発想で製作活動を行えるようにしています。子どもたちは、段ボールを使って家を作り、おうちごっこを楽しむなど、遊びを通して友だちとの関係性をはぐくんでいます。戸外活動も多く取り入れており、日常的な散歩のほか、月に一度の「歩こう大会」で近隣の公園に出かけるなど、楽しみながら体を動かせるよう工夫しています。また、蚕やざりがにの飼育を通して、身近な自然と触れ合えるようにしています。散歩の道中では、行き交う人に挨拶をしたり、交通マナーを覚えたりするほか、勤労感謝の日には、近隣の横浜市営バスの車庫を訪問して感謝の気持ちを伝えるなど、地域の人たちとかかわりを持ちながら、子どもたちは社会体験を積み重ねています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>非該当</p>
<p><コメント></p>	
<p>0歳児の保育は実施していません。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>1、2歳児クラスでは、個別の指導計画を作成し、子ども一人ひとりの状況を職員間で共有して保育にあたっており、子どもの興味に応じて、探索活動やリズム遊び、ごっこ遊びができるよう、環境を整備しています。1歳児クラスでは、入園後、しばらくの期間は、食事の援助やおむつ替えなどを同じ職員が担当することで、子どもが安心して園生活に慣れることができるようにしています。調査訪問日には、保育士が子どもを膝にのせて絵本を読んだり、抱っこをしてあやしたり、ゆったりとした家庭的な雰囲気の中で子どもとのかかわりを大切にしている様子が伺えました。2歳児クラスでは、友だちとのやり取りを通して、「かして」や「どうぞ」など、自分の気持ちを表現できるよう、子どもの思いをくみ取りながら保育にあっています。1、2歳児とも、3歳以上児といっしょに散歩に行くなど、異年齢との交流を多く取り入れています。保護者とは、日々の会話やおたより帳を通じて子どもの様子を共有しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>3歳以上児の保育にあたっては、クラスごとに行う活動と縦割りグループでの異年齢の活動をバランスよく取り入れながら、子どもたちが、集団の中で安定しながら自分の力を発揮して、活動に取り組めるよう指導計画を作成しています。また、1歳児からのリトミックや2歳児からの体操に加え、3歳児からは英語、5歳児になると理科(科学)遊びなど、外部講師による活動も取り入れて、子どもたちがさまざまな体験ができるようにしています。朝の会の当番活動やルールのある遊びなどを異年齢で行う時には、4、5歳児が3歳児に手本を見せながら教えてあげるなど、生活や遊びを通して互いに育ち合う関係性がはぐくまれています。5歳児クラスでは、お楽しみ会の夕食のメニューや作品展のテーマをみんなで意見を出し合いながら決めるなど、友だちと協力して取り組む活動を取り入れています。園便りを小学校や地域の主任児童委員に配付するなどして、子どもたちの活動の様子を地域に向けて伝えています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>園内は、ワンフロアで段差のない構造となっています。園では、障がいのある子どもが安心して生活できるように、保育室内の一角や事務室を用いて、落ち着ける場所を確保するなど、環境整備の工夫をしています。障がいのある子どもを担当する職員が記載している個別の保育日誌のほか、横浜市西部地域療育センターからの助言、保護者から得た家庭での様子などを踏まえて、ケース会議を行い、子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成しています。また、クラスの指導計画とも関連づけて、ほかの子どもたちといっしょに活動を行いながら、子ども同士が、ともに成長し合えるよう、援助しています。子どもたちは、職員が指示をしなくても、障がいのある子どものペースに合わせて、いっしょに遊んだり、困っている時には助けてあげたりしています。職員は、障がい児保育に関する外部研修に参加するなどして、必要な知識を深め、実践に生かせるようにしています。保護者懇談会では、障がいのある子どもの保育に関する園の方針や取り組み内容を伝えています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>園では、子ども一人ひとりの在園時間に応じて、生活リズムや静と動のバランスに配慮して、保育内容の設定や環境整備を行っています。各クラスの月間指導計画には、長時間にわたる保育についての配慮事項を記載しているほか、デイリープログラムには、一日の生活を見通して、異年齢でいっしょに過ごすことなど、活動や生活の場面ごとに具体的な配慮事項を組み入れて、職員間で共通認識を持ち、保育にあっています。延長保育の時間帯は、職員が子どもとスキンシップを多くとり、一対一で対応するなどして、穏やかに過ごすことができるよう配慮しています。また、降園時間に応じて、おにぎりなどの補食を提供しています。降園時に保護者に報告すべき事項などは、事務室に常備している伝達ノートに記載しているほか、職員間で口頭でも申し送りを行って、お迎え時に担当する職員が保護者に伝えています。担任の保育士が保護者に直接伝えたいことがある場合などは、シフトを調整したり、電話連絡を行ったりするなどしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>5歳児クラスでは、指導計画とアプローチカリキュラムを作成し、保育所保育指針で示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえて、就学に向けた活動内容や配慮事項、家庭との連携などを組み入れ、子どもたちが小学校生活について、見通しが持てるよう保育の実践につなげています。園舎は、小学校の敷地内にあるので、子どもたちは小学生や教員と日常的に触れ合える機会が多くあります。コロナ禍のため実施できていませんが、例年は、近隣の保育園の5歳児といっしょにゲームなどを行って交流しているほか、小学校を訪問して施設見学をするなどしています。担任保育士は、小学校の教員と幼保小連絡会で情報交換を行うなどして、連携を図っています。5歳児の保護者に対しては、個別の面談を実施して、相談に応じながら、就学に向けた配慮事項などを伝え、保護者の不安解消につなげています。保育所児童保育要録は、担任保育士が作成し、園長が最終確認を行って、就学先の小学校に提出しています。</p>	

A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの健康管理について記載されている保健衛生マニュアルと、子どもの健康増進に向けた取り組み方法や保育中の配慮事項などをわかりやすく記載しているポリシーブックを整備しています。各保育室には、健康観察の手順とポイントを掲示して、登園時や保育中の健康観察を適切に実施し、職員は子ども一人ひとりの健康状態の把握に努めています。看護師が中心となって作成している年間の保健計画には、子どもへの保健指導や職員の研修について明記し、計画的に保健活動を実施できるようにしています。個別の児童票には、子どもの既往症や予防接種の状況について、最新の情報を保護者に追記してもらい、職員間で共有しています。乳幼児突然死症候群(SIDS)に関しては、予防法を園内研修で学び合い、1歳児では午睡中の呼吸や顔色などをチェックするなどして事故防止に努めています。保護者に対しても情報を提供して注意喚起を行っています。保健便りには、園の健康管理に対する方針や取り組みを掲載して保護者に伝えています。</p>	
【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント></p> <p>嘱託医による健康診断と歯科健診は、それぞれ年に2回ずつ実施しており、身体測定は、毎月実施しています。診断結果は、個別の児童票に記載して職員間で共有しており、保護者へは、所定の用紙で結果を報告しています。健康診断や歯科健診の前には、保護者からの相談事や質問などを受け付け、医師からのアドバイスや回答をフィードバックしています。また、歯科健診を夕方を実施して、保護者が、歯科医と直接、面談を実施できるようにしています。身体測定から算出されたカウプ指数や成長曲線のデータを基に、必要に応じて、看護師や栄養士が保護者と栄養相談を行うなどしています。嘱託医とは、日ごろから子どもの体調について電話でアドバイスをもらうなどして、連携を図っています。歯科健診の結果を受けて、看護師が作成したイラストなどを用いて歯磨き指導を行うなど、子どもたちが楽しみながら歯磨きの大切さを知り、食後の歯磨き習慣が身につくようにしています。</p>	
【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき、園としてのマニュアルを作成し、アレルギー疾患のある子どもへの適切な対応を実施できるよう、園内研修や職員会議で学び合っています。また、アレルギーに関する外部研修にも参加して、研修内容を職員間で共有しています。かかりつけ医による生活指導管理票は、定期的に提出してもらい、保護者とも子どもの状況を共有して、子どもへの対応を適切に行っています。食物アレルギーのある子どもへの食事提供は、トレイの色を変えて、食札を用いているほか、調理職員と保育士が、声出し確認を行って、食事を受け取り、引き渡し書にサインをするなどして誤食防止に努めています。また、アレルギー対応の献立表を作成し、事前に保護者に確認をしてもらっています。アレルギー疾患のある子どもへの対応方法や園の取り組みについては、入園のしおりに記載しているほか、保護者懇談会で保護者に伝え、理解を得られるよう努めています。</p>	
A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>園では、子どもたちが食に関する豊かな体験ができるよう、食育計画を作成して取り組んでいます。味噌づくりや野菜の栽培、煮干しや白ごまでふりかけ作りなどのクッキング、テーブル拭きなどの当番活動、食事の挨拶やマナーについての指導など、年齢ごとにさまざまな活動を組み入れています。職員は、子どもが落ち着いて食事を楽しめる雰囲気づくりを心がけており、苦手な食材でも、少しずつ食べられるよう、優しく声かけを行っています。おたのしみクッキングでは、サンドウィッチを全クラスでいっしょに作って食べるなど、子どもたちが食事を楽しむことができるよう工夫しています。新型コロナウイルス感染予防による新しい生活習慣として、座席の間隔をあけるなどの配慮も行っています。保護者へは、毎月、献立表と給食便りを配付して、人気メニューのレシピを紹介しているほか、玄関にその日のメニューサンプルを設置して、保護者がお迎え時に確認できるようにしています。例年は、誕生会で保護者に試食をしてもらう機会を設けています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>栄養士は、給与栄養目標量に基づき、献立表を作成し、一人ひとりの子どもの発育状況や体調を考慮して、調理方法を工夫しています。食育計画の年間目標には、「二十四節気の献立から季節の移ろいや習わしを学び、子どもたちの感性をはぐくむ」とあり、季節を五感で感じ取れるよう、野菜を中心に旬の食材を多く使い、四季折々の行事にちなんだメニューや日本古来の伝統食などを取り入れています。職員は、日々の子どもの喫食状況を個別に記録して、食べる量や好き嫌いを把握するようにしています。調理担当者は、月に一度の給食会議で、子どもの喫食状況や味付け、食材の硬さなどについての職員からの報告に基づいて、調理方法を変更するなどしています。また、クッキングの活動などで、子どもたちと触れ合う機会に、子どもたちの食に関する興味や関心を把握しています。給食に関する衛生管理マニュアルを整備し、マニュアルに基づいて、給食室内の清掃と備品などの消毒、食材の管理を適切に実施しています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント>	
園では、登降園時などの保護者との会話の中で、日常的に保護者と情報交換を行い、全クラスで「おたより帳（連絡帳）」を用いて、家庭と園での子どもの様子を共有しています。保護者懇談会は、年に2回実施し、クラスごとに保育のねらいや活動内容を伝えており、月に一度発行しているクラス便りでは、月間のクラス目標や活動予定などを伝えています。また、各クラスに週案を掲示して登降園時に保護者が活動内容を確認できるようにしたり、インターネットを利用して写真を閲覧できるようにしたりするなど、園の保育の方向性について保護者に理解を深めてもらえるよう取り組んでいます。保護者との個別の面談は、年に2回、期間を設け、保護者の都合を優先して日時を決めて実施しているほか、期間以外でも、保護者の要望に応じて、随時行っています。面談内容は記録して、必要な職員で共有しています。コロナ禍では見合わせていますが、例年は、保育参観や保育参加を積極的に受け入れて、園での子どもたちの様子を知ってもらい、保護者と子どもの育ちを共有できるようにしています。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント>	
職員は、日々の保護者とのコミュニケーションの中で、笑顔で、ていねいに対応することを心がけ、保護者との信頼関係を築けるよう努めています。第三者評価の利用者調査では、「お迎えが遅くなる時も快く対応してくれる」「職員に話がしやすい」などの保護者からの意見が、多く寄せられていました。日々の会話の中では、小さな悩み事に対しても、保護者の気持ちに寄り添って対応しており、個別対応が必要な場合は、保護者の都合に合わせて日時を設定し、事務室を利用してプライバシーを守れるよう配慮しています。相談を受け付けた職員が適切に対応を行えるよう、園長や副園長がアドバイスを行うなどしているほか、相談の内容によっては看護師や栄養士が専門的な立場から対応したり、園長や副園長が同席したりしています。職員は、保護者対応やカウンセリングの手法に関する外部研修に参加して、研修内容を職員間で共有しています。受け付けた相談の内容や対応などについては、詳細に記録して、継続的にフォローができるようにしています。	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<コメント>	
ポリシーブックとステートメントブックに、児童虐待の発生要因や虐待の種類、早期発見のポイント、通告の義務などについて明記し、職員会議や園内研修において虐待など権利侵害に関する知識を深めています。また、外部の研修にも参加して、虐待など権利侵害を発見した際の対応方法などについて学んでおり、職員全体で共有しています。職員は、日々の保育の中で子どもの心身の状態を注意深く観察し、虐待などの兆候を見逃さないよう努めています。また、日々の会話やおたより帳を通して、家庭の状況の把握に努め、気になることがある場合は、速やかに園長と副園長に報告し、職員全体に周知して、対応について協議する体制を整えています。虐待など権利侵害となる恐れがある場合には、保護者に対して相談対応を行うなどの対策を行っています。旭区こども家庭支援課や横浜市西部児童相談所などの関係機関とは、園長と副園長が窓口となり、必要に応じて連携を図りながら、対応を協議しています。	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<コメント>	
各クラスの月間指導計画と週案に対する自己評価は、クラス内での話し合いや保育日誌に基づいて行っており、計画の終了時期に担任保育士が指導計画の自己評価欄に記載しています。年間指導計画は、月間指導計画の評価に基づいて、四半期ごとに振り返りを実施しています。指導計画に対する自己評価は、子どもの日々の成長の様子をこまやかに捉えて、一人ひとりの状況に応じた保育が実践できているかなどをていねいに記載しています。各クラスの保育実践に対する振り返りについては、幼児会議や乳児会議、職員会議で報告し合い、課題点などについて、意見交換を行っています。職員個々の自己評価は、年に3回実施して、園長との個別面談で個々の目標を設定し、職員の意欲向上につなげています。職員個々の自己評価結果に基づき、子どもへの声かけ方法などを確認し合うなど、保育の質の向上につながるよう取り組んでいます。園としての自己評価は、年間を通しての各クラスの振り返りや職員個々の自己評価の結果を踏まえて、年度末に実施しています。	